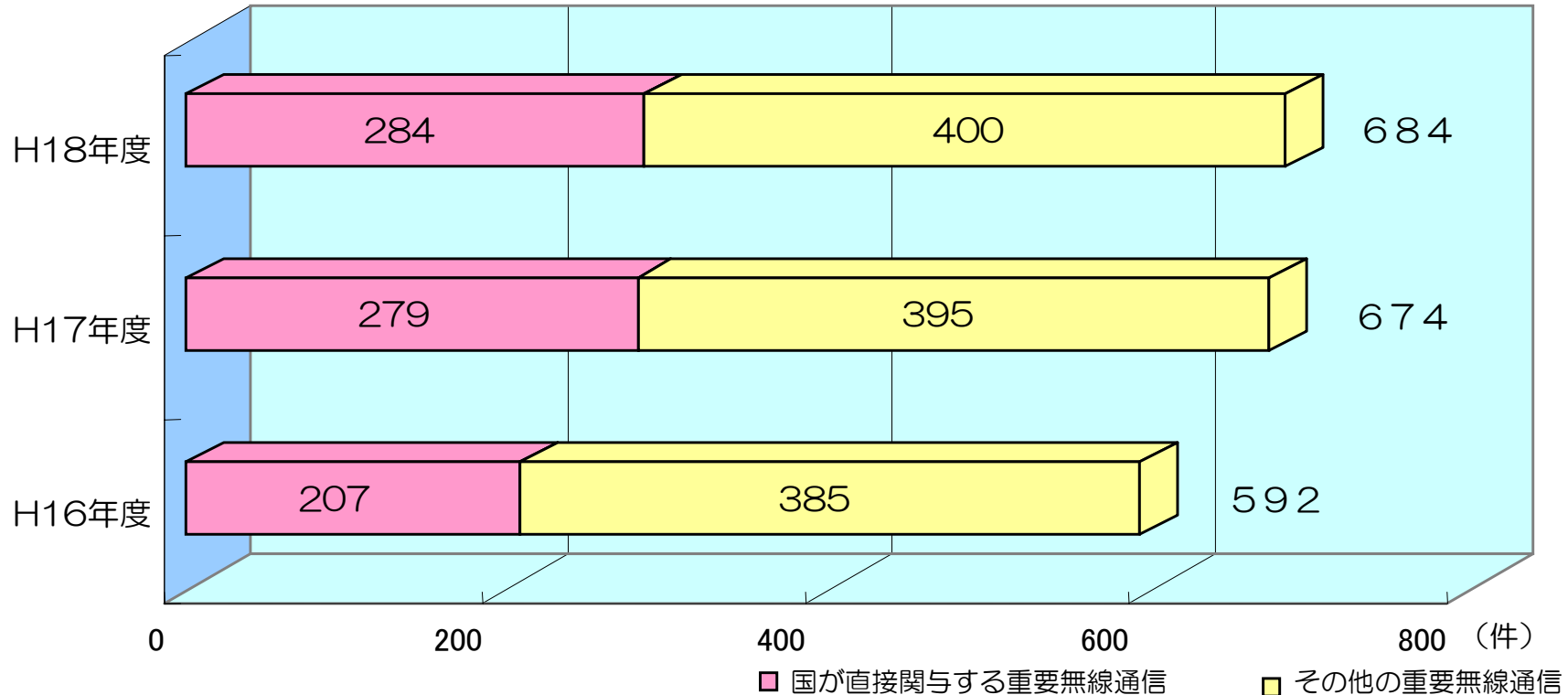


国等の無線局に関連する電波利用料共益事務の例

1. 電波監視業務の例

重要無線通信への混信・妨害申告件数の推移（H16～H18年度）



(参考)

重要無線通信について：

人命、財産の保護や治安の維持に供する無線通信、電気通信事業に供する無線通信、放送、気象業務に供する無線通信、鉄道事業に供する無線通信が「重要無線通信」に位置付けられている。

国が直接関与する重要無線通信の例として、航空無線通信、航空管制用無線通信、緊急・遭難通信、気象衛星通信などがある。

なお、H18年度における重要無線通信の混信・妨害申告に対する対応状況は次のとおり。

- ① 原因を特定し措置した件数：232件
- ② 申告受付時点で既に事案が消滅していた件数：58件
- ③ 原因の特定作業中に消滅した件数：308件

2. 周波数逼迫対策技術試験事務の例

案件名	17～19年度 合計予算額	想定する無線システム
公共・公益分野における移動無線システムのブロードバンド化に関する調査	2.6億円	移動通信システム
重要無線通信の高密度利用に関する調査	5.3億円	固定マイクロ回線
レドームの減衰低減技術の高度化	2.8億円	レーダー
合 計	10.7億円	

3. 電波資源拡大のための研究開発の例

案件名	17～19年度 合計予算額	想定する無線システム
レーダーの狭帯域化技術の研究開発	18.7億円	気象レーダー 船舶レーダー

免除額の試算値

(億円)

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
全額免除対象局における全額免除額の計	8.8	9.0	9.4	9.4	11.7
半額免除対象局における半額免除額の計	3.4	3.5	3.6	3.7	4.2
全・半免対象局における免除額の合計	12.4	12.5	13.0	13.1	15.9

平成17年12月以降、電波の経済的価値に係る諸要素を勘案した料額に変更

国等の無線局は、電波法等においてその無線局の用途に応じ電波利用料の全額免除、半額免除を規定。

平成18年9月現在

減免するもの	主な免許人	免除の内容	無線局数	局種	根拠法令
消防、水防用無線	地方公共団体	全額免除	119,498局	移動通信 固定通信	電波法第103条の2第12項 第2号、同3号
防災用無線	地方公共団体	半額免除	174,692局	移動通信 固定通信	電波法第103条の2第13項
国の無線局	警察庁 国土交通省 法務省	全額免除	258,051局	移動通信 固定通信 レーダー	電波法第104条
独立行政法人（※） （元来の国の事務を引継ぐ法人のみ）	国立青少年教育振興機構 国立文化財機構 国立高等専門学校機構	全額免除	3,753局	移動通信 その他	電波法第104条及び 電波法施行令第11条

※このほか、国立大学法人法施行令第23条第3項の規程により、国立大学法人のうち文部科学大臣及び総務大臣が指定するものを独立行政法人とみなし、電波利用料の全額免除がされている。（19年3月現在 1,921局）